



犬や猫を飼っている方へ

犬や猫の寿命は、10年以上です。その間、きちんと飼うことができます。犬や猫を飼っている方、これから飼おうとしている方は、次のことを守り、愛情をもって飼いまししょう。

- ▽首輪に名札をつけるなど、身元を表示しましょう。
- ▽繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を施しましょう。
- ▽健康診断を受けさせ、感染症予防接種を受けさせましょう。犬の飼い主の方には、市への飼い犬の登録と狂犬病予防接種後の申請が法律で義務付けられています。
- ▽飼えない事情ができた場合は、引き取り手を探しましょう。
- ▽愛護動物の遺棄および虐待は犯罪です。市内では、猫の虐待が疑われる出来事が発生しています。遺棄、虐待を発見したら青梅警察署 ☎22・0110へ

新型コロナウイルスに

限らず、動物由来感染症を予防するため、動物との過度な接触を控えるとともに、ふだんから動物と接触した後は、手洗いや手指用アルコールでの消毒等を行ってください。

- ▽散歩するときのマナー
 - ▽フンは必ず持ち帰って処理をしましょう。
 - ▽リードで制御して、他人の迷惑となる場所で排せつさせないようにしましょう。
 - ▽尿をさせてしまったときは、水で流すなど、後始末をしましょう。



飼い主のいない猫への接し方

地域猫活動へのご理解を
地域猫活動とは、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、餌・トイレなどを地域で適正に管理することで、飼い主のいない猫が今以上に増えず、かつトラブルを減らしていくための活動です。市では、地域住民と飼い主のいない猫が共生できる社会を目指し、地域の環境をよくすることに努める施策を進めており、「青梅地域猫活動の手引き」を作成し、市ホームページ（記事ID：764）等で周知しています。

- ▽餌を与えている方へ
 - ▽餌を与える場所は、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者（管理者）の理解を得ましょう。
 - ▽決められた時間に食べられる量だけを容器に入れて与えましょう。
 - ▽置き餌（餌を放置して場を離れる行為）や餌のばらまきはやめましょう。
 - ▽トイレを設置しましょう。餌を与える場所の周辺で、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者（管理者）の理解を得ましょう。
 - ▽餌を与える場所とその周辺の清掃を行い、常に清潔を保ちましょう。

地域猫活動へのご理解を

▽不妊去勢手術を受けさせましょう。
飼い主のいない猫の不妊去勢手術
市では、(公財)どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し、市内のボランティア団体との協働事業として、飼い主のいない猫1千431頭(平成25〜令和2年度)に不妊去勢手術を実施しました。

なお、(公財)どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」は、一般枠として個人で申し込むこともできます。

ホームページ(二次元コード参照)からTNR(どうぶつ基金マイページ)で新規登録後、申請してください。

問い合わせ



▽犬・猫の飼い方について：東京都動物愛護相談センター(多摩支所 ☎042・581・7435) 注射、飼い主のいない猫について：市環境政策課管理係

ごみの焼却禁止と 焚き火やバーベキューの際の配慮

ごみ類の焼却は、法律や都の条例により原則として禁止されています。ごみ類は、分別して市の収集や地域の資源回収へ出すなど、適正に処分してください。

また、野外焼却は火災の原因となるおそれがあります。近隣で焼却行為を見かけた場合は、ご連絡ください。

焚き火やバーベキューなどであっても、近隣の方から煙のにおいやすの粉じんに関する相談が寄せられた時には、中止してもらう場合があります。風向きや近隣における洗濯物の有無を確認するなど、近隣への最大限の配慮を心がけましょう。

また、野外焼却は火災の原因となるおそれがあります。近隣で焼却行為を見かけた場合は、ご連絡ください。



福祉センター内宴会室の使用を中止します

福祉センター内宴会室は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として運用を行うため、当面の間使用を中止します。

中止期間 ワクチン接種会場となつている期間 ※令和4年4月1日以降の予約(うぐいすの間)は当面予約も中止は受付していません。

対象施設 福祉センター内宴会室(ふよう、すずらん、うめ、うぐいす) その他 第1〜6集会室は、使用不可

問い合わせ 高齢者支援課地域支援係



青梅市敬老会は中止となりました

今年度開催を予定していた「青梅市敬老会」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

皆さんのご理解とご協力を願います。

問い合わせ 高齢者支援課地域支援係

原動機付自転車ゆめうめちゃんナンバープレートの無料交付

対象 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者
対象車種
▷第1種(白色・総排気量50cc以下)
▷第2種の乙(黄色・総排気量50cc超90cc以下)
▷第2種の甲(桃色・総排気量90cc超125cc以下)
※新規登録のほか、従来のナンバープレートからの交換可
※新規登録、交換ともにナンバーの指定不可
登録に必要なもの 下表参照
交付申請先・問い合わせ 市民税課庶務係(市役所1階)



原動機付自転車の状況	登録に必要なもの
販売店から購入して新規登録する場合	販売証明書(販売店が発行)、届出者の本人確認書類
名義変更(譲渡)	譲渡証明書(譲渡時に市区町村が発行)、譲渡証明書、届出者の本人確認書類
旧所有者のナンバーが廃車手続き済みの場合	ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類
旧所有者のナンバーが廃車手続きしていない場合	ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、届出者の本人確認書類
青梅市で登録した従来のナンバープレートから交換する場合	ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の本人確認書類

※本人および同居の方でない方が届出する場合、委任状が必要です。
※譲渡証明書は旧所有者印が押印してあるもの
※青梅市に住民登録がなく、市内に定置場がある方は、住民登録が確認できる書類と市内の定置場が確認できる書類(アパートの賃貸借契約書など)も必要です。
※ナンバープレートの交換により、自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等へご確認ください。

新築・増築の調査に伺います

新築・増築をした方は 資産税課へご連絡を
店舗、工場、車庫、物置等が対象となります。
建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサニタリーの設置なども、課税の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。
建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

家屋を取り壊した場合も、資産税課へご連絡を
家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名、家屋調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地番、種類、構造、床面積等)を
お問い合わせ 資産税課家屋係